

会 議 錄

会議名	府議
開催日時	令和7年10月28日（火）午前11時から午前11時47分まで
開催場所	和泉市役所 3A・3B会議室
出席者	<p>委員：辻市長、森吉副市長、並木副市長、大槻教育長、 堀危機管理部長、前田市長公室長、土本総務部長、山崎環境産業部長、 西川福祉部長、藤原子育て健康部長、東教育・こども部長、 前田生涯学習推進室長（辻教育次長兼生涯学習部長代理）、左海財政課長、 田嶋政策・資産マネジメント担当課長</p> <p>担当部：林田都市デザイン部長、稻垣都市政策室長、 船津富秋中学校区等まちづくり担当課長、山本都市政策室総括主査</p> <p>関係課：北橋福祉総務課長、田山高齢支援担当課長、山本病院経営管理担当課長、 富岡スポーツ振興担当課長</p> <p>事務局：門林政策企画室長、加藤政策企画室総括主幹、伊賀政策企画室主事</p>
欠席者	辻教育次長兼生涯学習部長
議事次第	富秋中学校区等地域における跡地活用について
会議資料	<p>次第</p> <p>【資料番号 1】和泉市政策調整委員会付議要求書</p> <p>【資料番号 2-1】富秋中学校区等地域における跡地活用について</p> <p>【資料番号 2-2】政策調整委員会からの変更点（富秋中学校区等跡地活用ビジョン）</p> <p>【資料番号 3】政策調整委員会における主な質問及び回答等並びに審議結果について</p> <p>【資料番号 4】教育委員会定例会における主な質問及び答弁等について</p> <p>【資料番号 5】市議会委員会協議会における主な質問及び答弁等について</p> <p>【資料番号 6】和泉診療所のあり方方針（案）について</p> <p>【参考資料 1】和泉市府議等会議規程</p> <p>【参考資料 2】政策調整委員会議事録（令和7年6月17日開催）</p>
会議の要旨	「富秋中学校区等跡地活用ビジョン」における①各施設配置の考え方、②再編又は移転する公共施設の配置、③幸小学校及び池上小学校の跡地に誘導を図る民間施設の機能について、それぞれ、担当部（案）を「富秋中学校区等跡地活用ビジョン」に定めることを付議要求のとおり決定した。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）

発言者	審議内容 (文中敬称略)
事務局	<p>本日は、これまでの政策調整委員会などに関する報告を行い、その後、意見交換を踏まえて、意思決定をお願いすることとなる。</p> <p>それでは、政策調整委員会の委員長である森吉副市長から「これまでの経過」を報告願う。</p>
森吉副市長	<p>【審議結果の報告】</p> <p>本件については、和泉市政策調整委員会要綱第6条第1項の規定に基づき、令和7年6月13日付けで、都市デザイン部長から付議要求があったものであり、令和7年6月17日の政策調整委員会において、審議を行い、富秋中学校区等跡地活用ビジョンにおける次の3点を付議要求のとおり、承認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各施設配置の考え方 ②再編又は移転する公共施設の配置 ③幸小学校及び池上小学校の跡地に誘導を図る民間施設の機能 <p>その後、6月19日に開催された教育委員会定例会及び第2回定例会都市環境委員会協議会、厚生文教委員会協議会に報告の上、意見聴取を行い、その意見を踏まえて府内調整を重ね、付議事項の一部修正を行った。</p> <p>本日は、本件に関する意見やその対応を担当から報告の上、付議事項の意思決定を行うものとなる。</p>
	<p>【付議理由の説明】</p>
事務局	<p>付議要求の説明を願う。</p>
林田部長	<p>資料番号1]</p> <p>今回、意思決定いただく「富秋中学校区等地域における跡地活用」について、付議理由を申し上げる。</p> <p>富秋中学校区等まちづくり構想では、当該構想の推進により発生する跡地については、官民連携手法を導入することにより、民間事業者のアイデアやノウハウなどを積極的に活用することの必要性を謳っている。</p> <p>これを受け、当初は跡地活用を含めた民間事業者の選定を検討していたものの、民間事業者へのサウンディング調査等の結果を踏まえ、一括発注するのではなく、別途実施することを意思決定した。</p> <p>今後、(仮称) 富秋学園の整備や市営住宅集約建替他公共施設整備等事業に伴い発生する跡地について、円滑に活用していくには、跡地活用の指針として、公共施設の配置、民間施設の誘導を図る機能やエリアのゾーニングなどを示す「富秋中学校区等跡地活用ビジョン」により、当該エリアの将来像を共有する必要がある。</p>

	<p>先ほどの森吉副市長からの結果報告のとおり、当該跡地活用ビジョンに定めるべき項目のうち、全庁横断的な調整を要する部分として、各施設配置の考え方を踏まえ、再編又は移転する公共施設の配置を決定するとともに、特に拠点となる幸小学校及び池上小学校の跡地において、民間施設の誘導を図る機能について、政策調整委員会に付議した後、議会に意見聴取し、その意見を踏まえ、庁内調整を重ね、付議事項の一部を修正したので、付議事項の意思決定を願うもの。</p>
事務局	<p>審議結果などについて説明を願う。</p>
都市政策室	<p>資料番号 3～資料番号 5</p> <p>6月17日開催の政策調整委員会での審議結果、教育委員会での質問事項、令和7年第2回定例会の厚生文教委員会協議会及び都市環境委員会協議会での委員からの意見について報告する。</p> <p><u>資料番号 3</u></p> <p>政策調整委員会における主な質問及び回答において、本日の意思決定に特に関係するものを説明する。</p> <p>2ページの項番5、項番8及び3ページの項番9において、「跡地活用ビジョンは、処分計画でないことを理解した上で、公共施設の跡地は全て「売却」を想定しているのか。」という質問に対して、「基本的には売却を想定しているが、商業施設の誘導を行う幸小学校跡地に関しては、「貸付」を想定していること、また、公募の際には「売却と貸付」の2通りを比較の上、決定する。」としている。</p> <p>次に、3ページの項番12において、「富秋中学校区等のまちづくりの考え方として、人口を増やすのか維持するのか、どちらの考えなのか。」という質問に対して、「公共施設及び商業施設の活用想定を除く跡地に、仮に100m²の一戸建住宅で換算すると約500戸の区画ができる想定となるので、それほど人口が大きく増えるというものではなく、コミュニティの維持に寄与するという考え方であることを説明した。しかし、集合住宅が立地する可能性もあるので、この場合は、一戸建住宅の人口よりも増加見込みが大きい。」旨を回答している。</p> <p><u>資料番号 4</u></p> <p>教育委員会における質問は特になかった。</p> <p><u>資料番号 5</u></p> <p>市議会委員会協議会における主な質問及び答弁等について、説明する。</p> <p>項番1の商業施設に関する事として、「施設内に、こども達が無料で自由に遊んだり、安心して過ごしたりできるスペースを設けることで、地域の賑わい創出や子育て世代の呼び込みにも繋がるため、このような機能やスペースを確保することは可能か。」という質問があり、これに対して、「幸小学校跡地に誘導する機能としては複合商業施設を想定しており、事業者募集については、令和11年頃と当分先となるが、事業者選定の際には、その観点も検討材料の一つと考えている。」旨を答弁した。今度の対応として、事業者募集の条件に含めるか検討することとしている。</p>

	<p>次に、項番 2 の診療所・北部総合福祉会館に関することとして、「和泉診療所については財政健全化項目であり、公的には廃止し、民設民営で誘導するものと考えており、仮に新しいまちづくりをするので、子どものために病院が必要であれば、民間事業者を呼ぶなどの検討をしてほしい。また、和泉診療所の存続や公設民営も視野に入れて考えていくのであれば、きちんと議会に報告の上、議論したい。」旨の意見があり、これについての対応は、この後で、資料番号 6 に基づき、健康づくり推進室から説明する。</p>
事務局	和泉診療所に関して、説明を願う。
健康づくり推進室	<p>資料番号 6</p> <p><u>1 変遷について</u></p> <p>開設当時、当地域は無医地域になるおそれがあり、昭和 48 年 11 月に診療所を開設、平成 25 年 4 月から、指定管理者制度を活用し、運営している。</p> <p><u>2 計画等における位置づけ</u></p> <p>「和泉市公共施設等総合管理計画」、「富秋中学校区等まちづくり構想」、「第 1 期和泉市個別施設計画」、「和泉市公共施設等総合管理計画（改訂版）」への記載があり、いずれも民間活力・民設民営での検討を行う趣旨が記載されており、令和 4 年 12 月改訂の「和泉創発プラン（改訂版）」では、「令和 7 年度末までに令和 10 年度以降の施設のあり方（民設民営の可能性を含む）を決定する」と記載されている。</p> <p><u>3 和泉市立和泉診療所のあり方検討委員会の開催内容</u></p> <p>先ほどの計画等の位置づけを踏まえ、平成 23 年からの開催内容を記載している。</p> <p>令和 7 年 6 月に、あり方検討に関する主な経過報告、医療健康福祉拠点施設の検討により期待できる効果報告などを行い、富秋中学校区等跡地活用ビジョンにおける施設の必要性については、医療健康福祉拠点施設として北部総合福祉会館と合築又は併設を検討する。また、民設民営での運営手法は継続して検討することを決定し、令和 7 年 8 月に、令和 10 年度以降の施設のあり方方針案の決定を行ったところである。</p> <p>令和 10 年度以降の施設のあり方方針案の決定における主な論点として、以降の 4、5、6 となる。</p> <p><u>4 公設設置の必要性</u></p> <p>開設の計画時における人口及び近隣医療機関と令和 7 年 3 月末における状況を比較し、人口の減少、周辺医療機関の増加からその必要性は低下していると分析した。</p> <p><u>5 施設の必要性</u></p> <p>一日平均 110 人の一定の利用者がおり、診療所を廃止するのであれば、代替施設の誘導が必要と判断した。</p>

	<p><u>6 民設民営の可能性</u></p> <p>令和7年7月に実施した民間病院関係者や指定管理者へのヒアリング結果として、次の意見があり、民設民営の可能性が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民設民営での誘導という考え方は理解できる。 ・市民体育館（アリーナ）の整備など賑わいの創出が期待できる地域であれば、周辺クリニックと競合しない民間誘導はあり得る。 ・初期投資を抑えられる幸小学校跡地への医療機関の誘導は、建設費が高騰している状況下では有利に働く。 <p><u>7 和泉診療所のあり方方針（案）</u></p> <p>現在の利用状況に鑑み、令和10年度以降も指定管理者制度を活用し、和泉診療所は継続、その後は、必要な診療科目を民設民営で誘導し、和泉診療所は廃止とするもの。</p> <p>なお、参考に、「民設民営医療機関の誘導の考え方」と「誘導する診療科目の考え方」を記載している。</p> <p>診療所に代わる医療機関は引き続き必要性があり、幸小学校跡地に誘導する商業施設に民設民営の医療機関を呼び込むように募集していく。これにより、商業施設の魅力向上と患者にとっての利便性の向上への寄与が期待できる。なお、誘導が困難な場合は、その他の跡地への誘導を検討する。</p> <p>また、誘導する診療科目については、診療所が現在行っている診療科目の中から、周辺の医療機関の開設状況や診療所の受診者数等を考慮して、今後検討を進めていくこととしている。</p>
事務局	これらの経過を踏まえて、付議事項の説明を願う。
都市政策室	<p>【議題 富秋中学校区等跡地活用ビジョンにおける</p> <p class="list-item-l1">①各施設配置の考え方について</p> <p class="list-item-l1">②再編又は移転する公共施設の配置について</p> <p class="list-item-l1">③幸小学校及び池上小学校の跡地に誘導を図る民間施設の機能について】</p> <p><u>1 今回の議題</u></p> <p>今回の議題は、富秋中学校区等跡地活用ビジョンに定めるべき項目のうち、全庁横断的な調整を要する部分として、各施設配置の考え方を踏まえ、下表に掲げた再編又は移転する公共施設の配置を決定するとともに、特に拠点となる幸小学校及び池上小学校の跡地において、誘導を図る民間施設の機能について、庁議での意思決定をお願いするもの。</p> <p><u>2 これまでの経緯</u></p> <p>先ほどの付議要求と重複するので、説明は割愛する。</p> <p><u>3 跡地活用ビジョン</u></p>

	<p>策定目的は、3つあり、1つ目は、この跡地活用ビジョンを羅針盤として、跡地活用の方向性や施設配置を市、民間事業者、地域住民をはじめとする市民の三者が一体となり、共有した将来像に向かって跡地活用を進めていくこと。</p> <p>2つ目は、民間事業者の購入、出店意欲をかきたて、まちづくりに投資を行う際の重要な判断材料の一つになる役割を期待している。</p> <p>3つ目は、都市計画の用途地域の変更の根拠資料として活用することを想定しており、誘導をめざす商業施設や市民体育館（アリーナ）を配置するためには、都市計画の用途地域の変更が必要になるため、関係機関との協議資料として活用する。</p> <p>次に、対象となる跡地は、「和泉市富秋中学校区等まちづくり構想」のうち公共施設の再編を行うことにより生じる跡地としている。施設廃止の時期が未定の跡地として、表中のグレーで網掛けした部分は、市営住宅の当面管理団地であるため、対象外とする。</p> <p>3ページの「活用可能な跡地（位置図）」の番号は、2ページの表中の番号と一致し、対象となる跡地が生じる現時点の公共施設を表しており、凡例の一番上にあるように、白地に赤囲みで記載した区域が「活用可能な跡地」であり、当該跡地活用ビジョンの対象となる。</p> <p>一方、オレンジ色で着色している区域は、「市営住宅の当面管理団地」であり、当該跡地活用ビジョンの対象外となる。</p> <p>また、番号は付していないが、図の中央より右寄りに青色で着色している区域は、「市営住宅の継続管理団地」を図示しており、これ以外に赤字施設名称、例えば（仮称）富秋学園などは対象となる跡地以外で整備する公共施設であり、こちらも当該跡地活用ビジョンの対象外となるもの。</p> <p>2ページに跡地活用ビジョンの位置付けを図示している。誘導を図る機能や規模により都市計画の用途地域の変更が必要となるため、この根拠資料として跡地活用ビジョンを活用するには、市の上位計画である総合計画に即した都市計画マスタープランやこれを具体化した立地適正化計画と整合する必要がある。</p> <p>また、跡地活用ビジョンにおいて、再編等を行う公共施設の配置を決定するため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、最適配置の実現を行う計画である公共施設等総合管理計画との整合が求められる。併せて、公共施設等総合管理計画の下位計画に当たる富秋中学校区等まちづくり構想は、まちづくり構想（地域案）を尊重したものであり、跡地活用ビジョンは、この構想を踏まえて、跡地活用の具体化を図るもの。</p>
--	---

4 施設配置の基本的な考え方

跡地活用ビジョンにおいては、7つの施設配置の考え方に基づき、7ページの土地利用方針図で図示している。

1つ目は、「コンパクトなまち」であり、JR信太山駅を中心にコンパクトなまちとし、多様な施設を集積させ、各施設を歩いて回れる範囲に配置するもの。

2つ目は、「幸小学校跡地周辺を「まちの顔」とした拠点づくり」であり、JR信太山駅の近隣である幸小学校跡地周辺に公共施設の再編及び民間施設の誘導を行うもの。

3つ目は、「幸小学校跡地に商業施設を誘導」であり、幸小学校跡地の付近に住宅誘導を

めざす跡地が集中しているため、幸小学校跡地に生活利便性に寄与する商業施設を誘導するもの。

4つ目は、「市民体育館（アリーナ）、（仮称）新旭公園、商業施設の連携」であり、市民体育館（アリーナ）、（仮称）新旭公園、商業施設と連携し、相乗効果を図るため、商業施設の誘導の際に、近接する市民体育館（アリーナ）や（仮称）新旭公園との連携、相乗効果を期待する提案を求めるもの。

5つ目は、「まちの交流軸を中心とした「居心地がよい」、「交流・滞在を促す」施設や空間の形成」であり、土地利用方針図の中で、太い赤い点線矢印で図示した部分は、まちの交流軸を中心とした「居心地がよい」、「交流・滞在を促す」施設や空間を形成するため、とみまち広場から商業施設までの動線を「まちの交流軸」として、軸に沿って施設や空間を形成し、交流や滞在を促すもの。

6つ目は、「再編する各公共施設の駐車場の共同利用」であり、再編する各公共施設の駐車場を共同利用とし、必要数を確保することで、区画数の合理化を図り、一時的なイベント等による来訪者にも柔軟に対応し、効果的な跡地活用を図るもの。

7つ目は、「池上小学校跡地に住宅の誘導や交流用途を配置」であり、池上小学校跡地は、定住促進のための住宅の誘導及び交流用途として、池上町会館などを配置することで、地域住民と転入者とのコミュニティ活性に寄与する拠点づくりを図るもの。

補足となるが、「富秋中学校区等地域の跡地における2つの拠点」として、特に幸小学校及び池上小学校の跡地については、敷地面積が大きいことやJR信太山駅の近接であり、非常に開発ポテンシャルが高い土地であるため、当該跡地活用ビジョンの対象となる跡地における2つの拠点として位置付け、幸小学校跡地は商業施設を誘導し、池上小学校跡地は民間開発による住宅を誘導するもの。

5 まちに必要な施設及び機能

富秋中学校区等地域に必要な公共施設と誘導する民間施設を掲載したもの。

1つ目は、北部総合福祉会館であり、先ほど資料番号6で健康づくり推進室から説明があったように政策調整委員会後に変更が生じたので、資料番号2-2の1ページに基づき変更点を説明する。

変更前は、「医療福祉連携施設」として、北部総合福祉会館及び和泉診療所を合築又は併設することとしていたが、変更後は、和泉診療所は廃止し、和泉診療所に代わる医療機関は引き続き必要性があるため、幸小学校跡地に誘導する商業施設に民設民営の医療機関を呼び込むように募集することから、医療機関の位置は、1ページの変更前に記載の土地利用方針図の⑧から2ページの変更後に記載の土地利用方針図②の幸小学校跡地に誘導する商業施設内に変更となる。ただし、商業施設への誘導が困難な場合は、土地利用方針図⑧のほか、「その他の跡地」への誘導を検討することとなる。

この変更により、変更前は北部総合福祉会館と和泉診療所の2施設の連携を想定していたが、変更後においては北部総合福祉会館のみを土地利用方針図の⑧に配置することになり、当該施設において、医療と連携を行う機能の確保をめざすとしている。

北部総合福祉会館の必要性は、市民一人ひとりのウェルビーイング（健康、幸福、生き

がい) の追求を目的として、市民同士の交流・つながりの創出、医療・介護・福祉・地域の連携により、新たな価値を生み、人と人とのつながるコミュニティを育む地域を支える高齢者・障がい者等を対象とした拠点施設とするもので、「土地利用方針図の⑧」を確保する。

2つ目は、市民体育館（アリーナ）であり、市民体育館の建替えに当たり、観客席を有するアリーナ機能を備えた体育館として整備することで、大規模な大会などスポーツイベントの開催が可能となり、競技力の向上、地域外からの来訪促進によるにぎわいの創出が図られるだけでなく、スポーツ以外の多目的な利用が可能となり、地域の文化活動や交流の場として、地域のコミュニティ形成にも寄与するもの。（仮称）新旭公園との相乗効果が期待できるとともに、立地特性から市民が気軽に運動できる環境を提供でき、スポーツの普及・振興及び市民の健康増進に寄与するものとして、「土地利用方針図の⑪、⑫」を確保する。

3つ目は、共同駐車場であり、先ほど「施設配置の基本的な考え方」で説明したことを利用とし、市民体育館（アリーナ）と北部総合福祉会館の駐車場として、「土地利用方針図の⑨、⑩」を確保し、幸小学校跡地の周辺に配置を行おうとするもの。

4つ目は、池上老人集会所であり、池上老人集会所については、池上校区の端に位置し、利用しづらい立地状況であることに鑑み、概ね校区の中心に位置している池上小学校跡地への移転について、池上校区長から要望を受けている。また、池上町会は池上町会館を池上小学校跡地に新設するための用地を希望しているため、これに合わせて、老人集会所の機能を集約することについて校区と協議を重ね、検討していくものであり、「土地利用方針図の①-2」を確保し、池上小学校跡地のうちプール付近に配置を行おうとするもの。

以上、この地域に再編等が必要な公共施設の必要性や配置を説明したが、施設規模や施設の機能など各公共施設の施設計画については、今後、施設所管課において検討の上、策定されることになることを補足する。

続いて、特に拠点となる幸小学校及び池上小学校の跡地において、誘導を図る民間施設の機能を説明する。

幸小学校跡地に誘導する機能については、商業施設、特に複合商業施設を想定し、「土地利用方針図の②」を確保し、イメージとしては、次のアからオまでに記載のとおり、地域内外から若者・子育て世帯の移住・定住を誘導できる核となる魅力あるものとする。

ア 買い物の時間だけでなく、生活のあらゆる時間に寄り添い、生活の場として日常生活の質の向上を図ること。

イ 若者・子育て世帯を呼び込み、来訪者の増加も期待できる、多様な機能で構成されていること。

ウ まちに開放された空間として、屋外広場等と一体感があること。

エ 地域コミュニティ向上に寄与するイベント等の活用により、エリア内だけでなく、エリア外からも来訪を促進し、にぎわいを形成することが期待できること。

オ 医療機関の誘導を図ることで、商業施設の魅力を高めるとともに、利便性向上（買い物と併せた通院など）に寄与すること。

次に、池上小学校跡地に誘導する機能としては、池上老人集会所機能を含み、池上町会

から要望のある池上町会館の用地として、プール付近に敷地面積「300 m²から 600 m²」を「土地利用方針図の①-2」に確保する。

なお、池上町会館の位置について、政策調整委員会後に変更が生じたので、資料番号 2-2 の 3 ページに基づき変更点を説明する。

変更前は、池上小学校跡地の「校門付近」としていたが、変更後は、当該跡地の「プール付近」とする。これにより、校門付近に町会館を配置した場合は、既存住民と跡地活用により新たに定住する住民のコミュニティが町会館で分断される可能性を回避できることや、住宅開発の進入路について、町会館用地をプール付近に変更することで、校門側と体育館側の 2 方向からの進入の確保が可能となると考える。

池上小学校跡地については、この町会館用地を除き、全て民間開発による住宅用地として、「土地利用方針図の①-1」を活用する。なお、住宅については、若者・子育て世帯を誘導し、まちの活性化をめざすほか、高齢者を含む多様な世代が住みやすいまちをめざすこととし、特に一戸建住宅の利用に限定せず、集合住宅の立地も可能とする。

最後に、「その他の跡地」については、基本的には、人口減少への課題解決として、民間開発による住宅用地として活用することを想定しているが、沿道利用等その他の活用方法が見込まれる箇所は、ニーズに応じた活用とすることで、跡地活用が可能となる時期に、柔軟に対応できるよう余地を残した位置付けとするもの。

次に、公共施設跡地に望まない用途・施設としては、誘導する用途により、都市計画（用途地域）の変更や都市計画（地区計画）の決定又は募集要項等により土地利用の規制を検討することになる。想定としては、次の①、②のとおり。

①一般的な規制として、周辺住民、地域住民に悪影響があるもの、青少年の健全な育成に悪影響があるもの、暴力団関係の活動に利用するものは、誘導しないこと。

②地域住民との対話の結果として、「にぎわい創出に寄与しないもの」の一例として、倉庫、資材置き場は誘導しないこと。

6 土地利用方針図

先に説明の「施設配置の基本的な考え方」に基づき、「まちに必要な施設及び機能」として、再編等する公共施設及び誘導を図る民間施設の機能を図示したもの。

7 各公共施設の除却想定時期・跡地活用の用途

対象となる跡地に現在立地している公共施設を市で除却するとした場合に想定される年度や、跡地活用の用途を記載したもの。

8 策定スケジュール（案）

本年 6 月 17 日開催の政策調整委員会以降のこれまでの取組と本日の庁議以降のスケジュールを明記している。

7 月 3 日に厚生文教委員会協議会及び 7 月 4 日に都市環境委員会協議会において、ビジョン（案）策定の進捗状況として、骨子案を報告した。

その後、10 月 14 日に地域住民の代表者から構成される「まちづくり検討会議」と対話

	<p>を行った。</p> <p>本日の庁議で、再編等する公共施設の配置、誘導する民間施設の一部の機能を意思決定した上で、12月の第4回定例会において、厚生文教委員会協議会及び都市環境委員会協議会にビジョン（案）を報告した後、和泉市都市計画審議会に報告し、意見聴取を考えている。</p> <p>翌年1月に市民説明会の開催及びパブリックコメントの実施を行い、広く市民意見を聴取した上で、今年度末には跡地活用ビジョンを策定したいと考える。</p>
事務局	<p>所管部から説明があった。</p> <p>先の政策調整委員会でも、様々な事項に関して、庁内の認識合わせを行ったが、この場で改めて確認すべきこと等、意見・質問等はないか。</p>
【質疑】	
堀部長	<p>資料番号6の3ページにおいて、「幸小学校跡地に誘導する商業施設に民設民営の医療機関を呼び込むように募集」とのことだが、具体的にはどのように呼び込むのか。また、商業事業者の反応はどうなのかを確認する。</p>
健康づくり推進室	<p>どのような条件にするかは今後検討が必要と考える。</p> <p>現時点では跡地活用に関心を示している複数の事業者に、商業施設に民設民営で医療機関を呼び込むことに関して、非公表を前提に任意のヒアリングを実施したところ、「医療機関にスペースをとられると魅力度が低下する」、「誘致した場合賃料の補助がほしい」との意見もあったが、「スーパー・マーケットとの親和性は高い」や「参加意欲に影響はない」、「退店のリスクは少なく集客の可能性はある」などの意見があった。</p>
東部長	<p>跡地利用に関して、幸小学校跡地の活用事業者の募集開始時期は、いつを予定しているのか。</p>
都市政策室	<p>幸小学校跡地の募集時期については、現時点において不確定要素があるため、明確に示すことはできないが、市が直接除却する場合は、まず、令和8年度に除却設計、令和9年度、令和10年度の2か年で除却工事を行った後、募集の手続を行うことになると想定する。</p>
東部長	<p>商業施設としての跡地活用の事業者募集要項は、募集を行うまでに整理する必要があり、幸小学校の除却期間を意識し、募集を行うまでに診療科目を整理するという認識でよいのか。</p>
都市政策室	<p>本日の説明でもあったように、医療機関の誘導については、商業施設内に誘導しようとしているため、質問のとおり、商業施設の募集までに医療機関として必要な診療科目を確</p>

	定した上で、募集要項が作成されるものと考える。
東部長	引き続き調整をお願いする。
東部長	池上小学校跡地の池上町会館の位置変更について、変更前後の補足説明をお願いしたい。
都市政策室	(資料番号 2-1 の 7 ページを示しながら) 変更前は、校門付近だったが、現在は、プール付近に位置の変更を行っている。なお、これから老人集会所機能について、池上校区と調整が必要となるので、どれくらいの規模になるか、区画の形状なども含めて、現時点では未定となる。
東部長	この事業の総合調整について、今まで大変だったと感じるが、これから事業が進展していく中、富秋中学校区等まちづくり担当においては、引き続き、庁内の横のつながり、コーディネートをお願いする。
土本部長	資料番号 6 の 3 ページにおいて、「誘導する診療科目は、和泉診療所が現在行っている診療科目の中から、周辺の医療機関の開設状況や受診者数等を考慮して、今後検討を進める」とのことだが、誘導する診療科目に関して、どのように整理するのか、概ねのスケジュールを教えてほしい。
健康づくり推進室	和泉診療所の診療科目ごとの受診者の推移や周辺医療機関等の状況を見極めつつ、医師会との調整、近隣医療機関へのアンケート等を踏まえ、適宜、和泉市立和泉診療所のあり方検討委員会を開催し、遅くとも、令和 9 年度中には、診療科目の整理決定を考えている。
土本部長	幸小学校の除却や、その後の土地活用を考慮すると、令和 9 年度中の決定では遅く感じるので、可能であれば、前倒しで取り組んでほしい。 診療科目の決定に際しては、様々な調整が必要だと感じるが、単に診療科目を増やすのではなく、費用対効果を検証、分析の上、整理してほしい。
前田公室長	和泉診療所と北部総合福祉会館の「合築」又は「併設」ではなく、それぞれ別の場所に設置又は誘導することであるが、資料番号 2-1 の 5 ページにおいて、北部総合福祉会館の機能について、「才 医療と連携を行う機能」の表現に変わっている。「具体的にどのようなものを想定しているのか」を教えてほしい。
健康づくり推進室	主に高齢者や障がい者等の福祉向上を推進する北部総合福祉会館の場を活用し、医療の見地からの健康に関する啓発活動や福祉・介護への関わり方を学ぶ場を提供するなど、進展する高齢社会において医療と福祉・介護が連携することで、健康寿命の延伸など生活を

	<p>支える地域での暮らしの維持に貢献できると考える。</p> <p>具体的には、北部総合福祉会館の整備時期における状況を見据え検討していくが、現時点においては、「健康に関する講演会や相談会」などを主に考えている。</p>
辻市長	<p>アリーナ整備について、最初は観客席 5,000 席ぐらいを想定していたものの、規模縮小となっているが、富秋中学校区等のまちづくりを進める上で、まちのイメージアップの大きな武器になると考える。国においても、スタジアムやアリーナの構想があり、本市においてもアリーナを充実し、健康寿命の延伸や医療費の削減につなげたいと考えるが、現時点での規模、機能の想定を聞きたい。</p>
生涯学習推進室	<p>現時点で想定する規模は、固定席 1,000 席、可動席 1,000 席の合計 2,000 席程度。導入する機能は、メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、トレーニングジムなどを想定している。</p>
辻市長	<p>まちの魅力につながるように、成功事例を検討してほしい。生涯学習機能として、コンサートやエンタメ等の活用もあるので、それらも考慮してほしい。</p>
【結論】	
事務局	<p>付議のあった「富秋中学校区等跡地活用ビジョン」における①各施設配置の考え方、②再編又は移転する公共施設の配置、③幸小学校及び池上小学校の跡地に誘導を図る民間施設の機能については、それぞれ、担当部（案）を「富秋中学校区等跡地活用ビジョン」に定めることに異議はないか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議ないため、ただいまの内容を本日の府議での決定とする。</p> <p>最後に市長から一言願う。</p>
辻市長	<p>本日は、富秋中学校区等のまちづくりにおける、各施設の配置や機能について、全庁横断的な調整を図った。引き続き、本日の決定事項を「富秋中学校区等跡地活用ビジョン」に位置付け、市議会や審議会、地域に対して丁寧な説明をお願いしたい。</p> <p>この事業に関しては、難しい局面もあったが、市営住宅等のデザインビル事業者も決定し、ようやく、まちづくりが進み出し、手応えを感じている。しかしながら、和泉診療所、北部総合福祉会館、アリーナなどについては、まだまだこれから詳細について検討を進めていく必要がある。</p> <p>各部局においては、単に公共施設の建替え整備ではなく、まちの魅力を高め、新たな人を呼び込むという大きなまちづくりの観点を忘れずに、特に長期にわたる整備なので、行政だけで進めるのではなく、民間事業者に興味を示してもらえる見せ方を意識し、スケジュール感をもって進めてほしい。</p> <p>どうしても堅実的な考え方になりがちとなるが、日本の国を変えていくというぐらいの</p>

	気持ちをもつこと、経済は金融政策だけではなく、将来への期待感により膨らむものであり、期待感がもてるまちづくりが成功のカギとなるので、その観点をもって、ワクワクするまちづくりを進めてほしい。
事務局	以上で序議を終了する。 以上